

## 2013年春闘方針（草案）

### I 13春闘を組織するにあたって

- 1 世界的な金融危機、領土問題による中国との関係悪化、円高による輸出依存型企业への影響などにより、日本経済はデフレ不況におちいっています。震災と原発事故の痛手からの復興も進んでいません。このような厳しい状況を跳ね返し、雇用・職域の確保、賃金・労働条件をたたかう2013春闘を構築します。
- 2 港湾労働法全港・全職種適用問題が労使検討委員会で協議され、地区団交権についても業側の検討が始まっています。企業の枠を超えた働くルールを確立するために、全国港湾を軸とした産別闘争を強化し、港湾の制度政策要求をたたかいます。
- 3 格差を拡大し、国民経済を混乱させてきた新自由主義政策が復活し、憲法改悪の動きが大きくなってきています。「脱原発」「増税反対」「TPP反対」「憲法擁護」を求めてたたかいます。
- 4 全組合員が一丸となって組織の強化拡大を取り組み、全港湾をさらに強く、大きくするために奮闘します。また、争議分会の解決を求めるたたかいを取り組みます。大衆路線を強化し、全組合員が参加する春闘を取り組む中で組織の強化拡大につなげます。

### II 情勢の特徴について

#### 1 国際情勢

- (1) 金融危機は欧州の経済危機に波及し、世界的な景気後退をもたらしています。今年11月に主要20各国の財務相、中央銀行総裁によるG20が開催されましたが、具体的対応はきまらず、手詰まり状態です。欧州では過去最悪の失業率を更新し9月で11.6%の失業率となっています。欧州各国政府は給与削減・年金削減という財政緊縮策を強め、労働者の生活をぎりぎりにまで追い込んでいます。労働者は生存権を脅かすものとして激しい抵抗を行っています。ギリシャ、スペイン、イギリス、イタリアと大規模なデモやゼネストが行われています。11月14日には欧州労連の呼びかけによって28カ国で800万人が参加する大抗議行動が展開されました。
- (2) アメリカ大統領選挙はオバマ大統領が、ロムニー候補から経済運営に対する激しい攻撃を受けながらも辛うじて勝利しました。アメリカ国民は、4年前の政治の流れを元に戻すことを拒否しオバマ大統領を選択しました。しかし、大統領選と同時に行われた上下院選挙で両院のネジレ状況を解消できず、依然として続く景気低迷と8%を超える高い失業率、「財政の崖」といわれる厳しい財政状況などにより深刻な危機に直面する危険性をはらんでいます。
- (3) 驚異の高い成長率によって世界経済を支えてきた中国経済が大きく低迷しています。10%を超える成長を続けてきた中国経済は国内に大きな格差をもたらしまし

た。億万長者を輩出する一方、貧困に苦しむ農民工や内陸部、山岳部の人々を多くつくり出してきました。その結果、格差解消、賃金引き上げ、民主化を求める動きは活発化し、ストライキ・デモや抗議行動が頻発しています。海外資本は中国から資本を引き上げ、ベトナムなど新たな開発途上国へと移っています。中国は欧米諸国やアジア各国との最大貿易相手国であり、中国経済の低迷が世界経済に与える影響は大きなものがあります。

## 2 国内情勢

- (1) 政治指導力を失った野田政権の尖閣諸島国有化と李明博韓国大統領の竹島上陸というパフォーマンスが日中・日韓の対立を生み、「領土」問題を浮上させました。ナショナリズムをかき立てて政権の延命を図ろうとする政治家達のエゴが、きわめて危険な状況を作り出しています。超タカ派を自称し、アジア諸国に対する侮蔑発言を繰り返してきた石原前東京都知事は尖閣諸島を都が購入することを発表し、日中間では棚上げにされていた領有権問題を惹起させました。これを受けた野田首相による国有化は一気に日中間に激しい対立を引き起こし、中国国内では反日デモが繰り広げられ、暴動も発生、旅行キャンセルや日本企業の締め出しや不買運動によって日本経済に大きな打撃を与えました。また、竹島問題をめぐっては日韓間の経済交流を停滞させています。
- (2) 民主党政権の迷走、先行きの見えない景気低迷、尖閣問題など国際緊張の激化という深刻な情勢の中で、憲法改正を主張する勢力が拡大しています。橋下大阪市長のひきいる維新の会に石原前東京都知事が合流し、憲法改悪をめざし、労働組合を敵視する政党がつけられました。自民党は「自衛隊を国防軍に改編する憲法改正、集団的自衛権の行使」を主張している安倍元首相を総裁に選出しました。憲法改悪勢力が多数を占めることと現在の「領土」問題をふまえると、平和憲法改悪、戦争の危険が現実味を帯びてきています。
- (3) 野田首相は懸案する多くの課題を放り出し、無責任にも11月16日に衆議院を解散しました。格差拡大、大企業優遇として自公政権に批判が寄せられ、2009年に政権交代が行われました。しかし、民主党野田内閣は政権交代時のマニフェスト（公約）を翻し、自公との談合により増税などをすすめました。金曜の官邸前デモなど多くの国民の反対の声を無視し、福島第一原発事故の収拾もできないうちに原発の再稼働をしました。野田政権は政権交代によせられた国民の強い期待を裏切ったうえで政権を投げ出したのです。
- (4) 円高と東日本大震災やタイの洪水被害による打撃からようやく「明るい兆しが見えている」とされてきた日本経済の回復基調が9月以降急降下しています。日中間対立による日本製品不買運動が起り、自動車産業では昨年比60%を割り込むまでに売り上げは低迷し深刻な打撃を与えました。そして、円高とEU経済危機はヨー

ロップ貿易を停滞させ、貿易収支はついに赤字に転落し史上最悪の状態となっています。

日本経済は不況に陥るたびに輸出の拡大で乗り切ってきました。輸出の拡大は、より以上の円高を招く悪循環を繰り返してきました。現在円高によるデフレ経済は深刻です。財界と政府はT P Pにより輸出の促進や原発の海外への輸出で乗り切ろうとしていますが、これまでの失敗を繰り返すばかりでなく、日本経済の大きな危機を招くことにしかありません。輸出依存型の経済からの国民生活改善による内需型経済への転換以外に解決策はありません。

- (5) 脱原発社会を求める大きな闘いが継続しています。昨年来の原発を止めよという闘いは7・16集会では17万人が集まり、首相官邸前、国会正面前でも最大数万人が参加して「原発反対」「再稼働反対」の声がこだましました。しかし、政府はここでも無視を続けています。再稼働された大飯原発直下を走る活断層の存在が指摘されても言を左右して停止することを拒否しています。原子力村への批判、保安院への批判から生まれた原子力規制委員会も再び原子力村の住人によって運営されています。

### 3 労働者を取り巻く情勢

- (1) 2015年から消費税10%の導入は国民の暮らしを直撃するものです。消費税による負担増について大和総研の試算によれば、現在と比較して、負担増が年収800万で25万円、扶養補助の廃止、年金保険料の引き上げをあわせると40万円に上る負担増になります。自・公・民各党は「消費税はすべて社会保障」といつてきましたが、実際は社会保障に財源は行かず、年金、社会保険、介護保険などの改悪が進められているのが実態です。
- (2) 国内経済は低迷し、労働者の生活は悪化しています。内閣府が11月12日発表した7月～9月期の四半期別のGDP(国内総生産)の物価変動影響を除いた実質成長率は前期比0.9%減、年率換算で3.5%減となり約1年ぶりのマイナス成長となりました。  
連合総研が10月に実施した「くらしのアンケート調査」によると、一年前と比べて景気が悪化していると回答した人が50%に達し、前回調査より8.2%、景気悪化の見方が強まっています。一方物価については20.7%が物価上昇したとの認識があります。
- (3) 厚生労働省が11月16日公表した9月の毎月勤労統計調査結果の確報値(事業所規模5人以上)によると、現金給与総額は265,178円(速報値266,196円)、前年同月比で0.5%減でした。連合総研の調査で、1年前との賃金収入比較は31.6%の人が減ったと答えており、増えたとする26%の回答を上回っています。

- (4) 非正規労働者の低賃金が、労働者全体の労働条件に影響しています。総務省統計局によれば、全体では非正規職の賃金が150万～200万円ですが、正規社員は平均350万円の高い賃金の労働者もいます。ところが、30歳以下では非正規職も正規社員も200万前後の賃金であり、今後正規社員、非正規社員とも賃金下がっていく傾向にあります。
- (5) パナソニック、NECの10,000人リストラ、ソニー・シャープの希望退職募集など輸出を主体とした大資本の合理化が行われています。そして、下請け関連の中小企業へのしわ寄せも大きくなっています。電気業界を中心として生産縮小工場閉鎖・万人単位の希望退職募集が行われ、非正規労働者の契約解除・雇い止めが再び多くなっています。労働契約法改正案が13年4月から施行されますが、3月年度末に向けた有期雇用労働者の雇い止め・契約解除をめぐるトラブルの多発が予想されます。また、無期雇用への申し込みを避けるために5年を上限とする有期契約の拡がりも懸念されています。一方で、ストライキ件数は毎年少なくなっており、労働者はよりどころがないままに雇用を脅かされています。
- (6) 総務省が11月13日公表した労働力調査によると、2012年7～9月期平均の役員を除く雇用者は5,156万人で、このうち正規の職員・従業員は3,327万人と前年同期に比べ7万人減少、非正規は25万人増の1,829万人と3期ぶりに増加しています。非正規の割合は0.3ポイント増の35.5%となり、2期連続で上昇しました。

#### 4 港湾をとりまく情勢

- (1) 昨年から今年度四半期までのコンテナをめぐる全体的状況は、好調でした。日本郵船調査グループによる、2011年度のコンテナの動きを示す「国際コンテナ船隊の就航状況」は、上位20社で前年比7%増、104万TEU増加しています。そのなかでもアジア系で世界上位の船社であるCOSCO14%増、エバーグリーン10%増で、商船三井（世界10位）も前年比17%増と好調でした。

国土交通省港湾局が発表した今年9月の国内93港の外貿コンテナ取り扱い実績速報でも、輸出入合計は145万TEUで前年比3.1%増（輸出は71.8万TEU、輸入は65.3万TEU）となっています。主要5港は前年同月比2.5%増113.6万TEU、主要5港以外では5.5%増の31.5万TEUでした。
- (2) 今年度下期に入り、貿易の低迷は顕著になってきています。財務省発表の10月の貿易統計速報(通関ベース)によると輸出が前年同月比-6.5%と5カ月連続減少、輸入が-1.6%と5カ月ぶりの減少となっています。尖閣諸島問題での日中関係が影響し中国向け輸出は二桁減となっています。
- (3) 改正港湾法が施行され、港湾民営化などの動きが具体化してきています。阪神港では9月下旬に具体化し、大阪、神戸それぞれの特例港湾運営会社が10月17日付

で設立されました。横浜では港運協会、商工会議所や銀行が出資し、特例港湾運営会社を設立、11月19日指定申請をしました。

- (4) 地方港では、宮城県が10月17日に仙台塩釜港、松島港、石巻港の三港一体化し、運営会社の設立の動きも出ています。新潟港は11月に港湾運営会社の候補者選定委員会を設置し、広島港は運営会社の出資者の公募を進めるなど、民営化の動きが具体化してきています。

## 5 海コン、トラックの状況

- (1) 2011年度のトラック国内貨物輸送量は東日本大震災の影響により年度全体で4.0%減、12年連続の減少となり、ピークだった1991年と比較して34%減まで落ち込む見通しとなっています。
- (2) 国交省の自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書による調査結果では、トラックの事故による死者、重傷者数は近年減少傾向にありましたが、2010年は増加しました。トラックの車両総重量別でみると車両総重量が重くなるほど発生率は高くなる傾向にありますが、事業用車両総数での事故発生率は7トン～8トン未満が最も高くなっています。
- (3) 海コン安全運送法は、10月30日開会した2011年秋の臨時国会では継続審議扱いとなっていました。11月16日衆議院解散、審議未了で廃案となりました。2013年通常国会での再提出に向け、議員要請や行政交渉を取り組んでいかなければなりません。
- (4) 海コンの安全輸送に関する積み付けの国際基準改正の専門家会合の最終案が、2013年2月頃からIMO,ILO,UNECEの各機関に提出され、承認手続きを経て、秋頃には最終的なガイドラインが確定する見通しとなっています。

## 6 各労働団体の取組み

- (1) 連合は10月18日、2013年の春闘で基本給や賞与、手当も含めた給与総額で1%を目安に引き上げるよう求める基本構想をまとめました。1%の引き上げ要求は3年連続です。中央討論集会で春闘方針を正式決定することになっています。古賀伸明会長は「1%の数字を掲げることで、全組合が何らかの取り組みをしていこうという一つの方針となる」と強調し、さらに「非正規労働者や中小企業の人の処遇が上がらないところに、深刻な格差や貧困問題がある」とし、非正規問題などにも力を入れる考えを示しました。基本構想では、賃金がピークだった1997年の水準への回復を目指した従来の春闘方針を踏襲し、定期昇給分に相当する賃金カーブの維持も求めています。
- (2) 国民春闘共闘委員会は、政府・財界による労働者・国民の雇用、暮らしに対する攻撃が厳しくなっていることを踏まえ、対決軸を明確にし、職場・地域双方でた

たかいを強めていくとしています。重点課題として、賃金改善、底上げと格差是正を求め「①統一賃上げ要求目標と最低賃金要求目標を、産別統一闘争を軸に取り組んでいく。②企業内最低賃金協約の締結、生計費原則の賃金、均等待遇の実現。③全国一律最低賃金1,000円以上」をたたかうこととしています。また、賃金以外の課題として「①解雇、リストラ反対として、電気などのリストラに対するたたかい。②労働時間の改善など良質な雇用確保、有給取得率70%、週60時間以上の労働者の解消。③消費税増税反対、TPP参加阻止、原発ゼロの実現などの政策課題の取り組み。④改憲反対、核廃絶、安保破棄をめざす取り組み。」を掲げています。

- (3) 全労協は13春闘を復興連帯春闘と位置付け「①脱原発社会の実現、②貧困格差社会に反対、非正規労働者の権利確立・均等待遇の実現、③消費税阻止、大飯原発即時停止、TPP参加反対、④オスプレイ反対、普天間基地即時返還」をかかげています。要求として「①すべての労働者に170,000円/月、1,200円/時以上の保障、②長時間労働、サービス残業の禁止、③成果主義、能力主義反対」などを取り組むとしています。
- (4) 交運労協は政策要求について年内に政策委員会での検討を踏まえ1月中旬まで集約し、2月19日幹事会で確認し、2月下旬に政策要求を提出します。3月8日に春季生活要求総決起集会を開催し、3月下旬から4月上旬を政策要求交渉の山場としていくこととになっています。
- (5) 全国港湾は、1月22日～23日に第5回中央委員会を開催し、春闘方針(制度要求の項参照)を確立し、1月30日に要求書を提出、2月下旬に回答を求めることとしています。第一次行動は2月下旬から3月上旬にかけて要請行動を取り組み、第二次行動は3月上旬全国動員の中央行動を取り組みます。以後、産別交渉、個別交渉の進展を踏まえ、3月下旬～4月上旬を最大の山場として産別統一行動をたたかうこととしています。全国港湾では、13春闘における回答指定日のあり方についても論議の対象になっています。

### Ⅲ 具体的な要求について

#### 1 労働条件の引き上げ

- (1) 賃金引き上げの要求額は、「基本給一律10,000円」とします。産別協定・基準賃金の確保ために必要な賃金引き上げ額として提案します。要求額については職場討議をおこない、第34回中央委員会で決定します。
- (2) 初任給については地方毎に要求額を決定したたかいます。また、企業内における雇用形態のいかんにかかわらず均等待遇実現のために、企業内最低賃金協定を締結します。
- (3) 月給制の確立は、週休二日制など時短の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組

みの中で重要な要求です。①現行賃金を引き下げない、②労働強化につながらないなどの条件を基本としてたたかいます。

(4) トラック労働者の地域別最低賃金のたたかいは交運労協をはじめ他の労働組合と共闘してたたかいます。

(5) 労働時間短縮

- ① 8・7・45の順守、年間労働時間1,800時間達成
- ② 週休2日制（土曜、日曜）の確立
- ③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー（5月1日）の休日の獲得
- ④ 12月30日から1月4日までの年末年始有給休日の獲得
- ⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ。60時間以上の時間外について、事業者規模にかかわらず5割増しの獲得。
- ⑥ 労働大臣告示にもとづくトラック労働者の労働時間規制

(6) 定年延長の取り組み

厚生年金の支給年齢が段階的に65歳まで引き上げられます。60歳以降年金による収入がなくなるため、生活維持のため60歳以降の雇用確保は重要です。

- ① 65歳までの定年延長を要求します。定年延長に当たっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。
- ② 厚生年金の支給は、2013年4月2日より61歳からの給付になります。したがって、2013年3月末までに少なくとも61歳までの定年延長を協定化し、定年後の無収入期間がないようにします。
- ③ 退職者の補充闘争を強化し、組合員の確保を取り組みます。

(7) 退職金引き上げの取り組み

退職金は、勤続30年＝1,600万円以上、勤続35年＝2,000万円以上、勤続40年＝2,400万円以上とします。「中退金」加入などにより退職金の確保をはかります。

(8) 労災企業補償の引き上げ

労災企業補償の要求額はいままでどおり、死亡・1～3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

## 2 港湾労働者のたたかい

全国港湾の産別闘争は、雇用と就労を重点課題に進めてきました。日祝完休、港湾年金、そして事前協議による雇用対策でした。1997年、旧運輸省（現国土交通省）が「例外なき規制緩和」を打ち出してからは、港湾の規制緩和に反対するたたかいを取り組んできました。

港湾運送事業法が改正された2000年からは、職域、雇用の確保として新規参入反対として、清水港や秋田港の新規参入反対闘争をたたかってきました。加えて、認可料金から届け出料金改定による荷主・船社のダンピングに対するたたかいも取り組んできました。尾道闘争は料金ダンピングによる作業体制変更に対するたたかいでした。

全国港湾が連合体となってから初めての春闘である2009年春闘からは、雇用保障闘争としての港湾労働法全港・全職種適用、三島川之江港の指定港化の要求を前面に押し出してたたかってきました。2011年春闘は震災で休戦となったものの、2012春闘では港湾労働法の全港・全職種適用問題についての労使検討委員会の設立、地区協議に対する業側委員会での検討開始、港湾年金の登録再開などで前進することができました。

当面の課題は、12春闘において前進した課題の継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用（適用）、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対するたたかいです。

- (1) 産別政策要求として、全国港湾が取り組んできた「①認可料金の復活、②港湾労働法全港全職種適用、③三島川之江港の指定港化、④石綿被害者の補償」という政策四課題および海コン安全運送法制定要求について引き続き取り組みます。また、全国港湾の追加決定した政策要求についても、積極的に取り組むこととします。
- (2) 産別制度要求として、雇用と就労の安定、労働環境整備として、政策四課題にくわえ「①65歳までの定年延長、②港湾倉庫対策、違法就労撲滅、③事前協議制度の適正運用、④産別協定の適用拡大と関連職種・検査職種対策、⑥基準賃金、あるべき賃金、標準者賃金、最低賃金など産別制度の適用、⑦福利厚生分担金の復活、⑧コンテナ船の足場の安全確保、放射能測定の検査体制の確立など安全対策」に取り組むこととします。
- (3) 三島川之江港の「金子地区のCYの本格供用開始が前倒しになる」との行政側の発言もあり、三島川之江港は近隣のみならず多くの港湾の秩序に影響を及ぼす事態となっています。三島川之江港の指定港化は、急務です。現地大衆行動など指定港化に向けて取り組みを強化します。
- (4) 港湾労働法の全港・全職種適用については、労使検討委員会での協議を進めるとともに、各地方において港運事業者、地区港運協会に対し港湾労働法の適用に同意を求める交渉を進めることとします。
- (5) 地区団交権の確立は日港協の東・中・西それぞれの地方港部会が始まっています。企業を越えた地区の業界全体との地区団交は、未組織労働者の企業によるダンピングや新規参入対策でもあり、産別協定の適用のためにも不可欠です。事前協議など港湾の職域、雇用の為の制度問題など、地域の労使共通の課題を通して地区の団体交渉権の確立をはかります。
- (6) 産別協定の全国・全職種適用をはかります。時間外算定基礎分母について産別協定である150をめざして取り組むとともに、産別協定にもとづく休日、労働時間の確



立をはかります。

### 3 海コン、トラック労働者のたたかい

2013年春闘で、交通運輸産業に働く労働者の労働環境確立、交通運輸政策の改善を求め、下記の要請にて各地方運輸局要請行動を行い、4月には国土交通省各部局交渉を取り組みます。また、全国港湾春闘行動の海コンに関連する行政交渉などに積極的に参加します。

#### (国際海上コンテナ関係)

- (1) 2012年臨時国会において審議未了、廃案となった「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」を国内における安全輸送の根幹と位置付け、速やかに再上程し、成立させること。
- (2) 国際海上コンテナ45フィート通行許可処理に当たり、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可(長さ)C条件を緩和しないこと。
- (3) 「国際海上コンテナトレーラーの陸上輸送の安全確保」を目的とした「国際海上コンテナ陸上輸送における安全マニュアル」に以下の内容を入れること。
  - ① 各コンテナターミナルオペレーター及び海コンドライバーが偏荷重を認識した場合は、ターミナルと荷主の責任で、適正な処理(ターミナル内で適正に積み替えるか、コンテナ貨物をCFSにて出バン処理する)をすること。
  - ② 適切な積み付けの検討についての積み付けの基本的な考え方で使われている、資料「日本梱包工業組合連合会のコンテナ積み付け実務」でなく、IMO/ILO/UNECE作成の「貨物ユニット(CTUs)の収納のためのガイドライン」を適用し、関係事業者に周知すること。

#### (一般貨物トラック関係)

- (1) トラック事業者が適正な運賃収受ができるように、事業法63条の主旨に基づき、原価計算を基にした車種・業種別標準運賃(燃料サーチャージ含む)を策定すること。
- (2) トラック産業の適正な事業運営を行なうため、最低保有台数を10台とし、10台未満の既存事業者には一定の猶予期間を定め増車させること。
- (3) 重大事故発生の原因である過労運転及び整備不良違反車両の運行並びに社会保険未加入等、違法事業者を根絶するために、既存事業者への最更新制度(5年に一度)を確立し、監査制度の強化を行うこと。
- (4) 過労運転防止のための「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を以下の内容とすること。
  - ① 関係行政と連携し、告示から罰則強化を伴う法改正を行うこと。
  - ② 貸切高速バスにおける過労運転防止を目的とする労働時間規制と同等に、貨物運送のトラック運転手にも、高速道路の連続運転2時間毎に20分以上休憩と休息

期間を8時間から11時間にすること。(現行の改善基準の時間外労働では、国の過労死認定基準月80時間連続並びに100時間以上を超える基準となるため)

- ③ コスト削減のために道路上での違法な休息期間を強いている事業者へ、休息期間の取扱いの趣旨に則り、国土交通省と厚生労働省と連携して摘発すること。
- (5) 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関並びに地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を独立した第三者機関として、貨物運送事業者への適正事業確立の為の指導機関並びに改善権限強化を目的とした、違反事業者への罰則規定を付与すること。

#### (高速乗合バス関係)

- (1) 安全確保を目的として「バス事業のあり方検討会」が設置され、その最終報告を受け2012年7月「新高速乗合バス制度」が始まりました。しかし、新制度は過度な規制緩和と新たな競争を招くことが必至で、その競争は運転手の労働条件と労働環境を悪化させ、過労運転の常態化を招くことから、以下の内容を改善すること
- ① 一定条件のもとで委託運行を可能にする内容を廃止すること。
  - ② 幅運賃制度(上限額から80%以上)を廃止して、固定額での届出とすること。
  - ③ 7日前となっている運行計画と運賃の事前届出を、以前と同様の30日前とすること。

## 4 介護家政職労働者の課題

介護の社会化をひとつの理念としてスタートした介護保険制度は、行政によるさまざまな規制で自由に、柔軟にサービスを利用することができない現状にあります。また、介護労働者にとっては未だ低い介護報酬のもと離職率は16%前後と、働きがいと誇りを求めながらも生活できない、という職業として成立しない状況が続いています。

私たちは、「訪問介護サービスが安定的に提供されることが要介護高齢者とその介護者の在宅生活を根本から支える」と確信する立場から、2012年秋年末厚生労働省要請行動に引き続き、以下の項目を基本として、2013年春闘時に要請行動を取り組みます。

### (1) サービス提供責任者の処遇について

訪問介護事業の人員基準に定められているサービス提供責任者について、要件が満たされなければ指定取消しもある職務であるにもかかわらず、その処遇が不十分であることから、サービス提供者に介護報酬をつける等、新たな介護報酬制度を求める。

### (2) 保険給付の引き上げについて

「介護職員処遇改善加算」による暫定的改善策ではなく、介護報酬を抜本的に見直し、根本的に介護報酬の引き上げを行うこと、並びにその際、引き上げ分は公費で賄うことを求める。

### (3) ヘルパーの人件費配分比率の公表と指導を制度化することについて

改めて厚生労働省としてヘルパーの人件費配分比率を算出し、公表することとヘルパ

一の人件費率を情報公開の調査項目にし、社会に公表すること、並びにマージン率を規制し、指導するよう求めていく。

#### (4) 予防訪問介護事業について

平成24年改定で新設された介護予防・日常生活支援総合事業について、現在の保険者別実施状況と既存の介護保険給付による予防給付との差について、実態を明らかにするよう求めていく。

## 5 国民的諸課題

- (1) 労働組合の団結による脱原発の取り組みを強化します。平和フォーラムの脱原発行動、脱原発社会を求める労働者実行委員会の提起する脱原発集会に積極的に参加します。
- (2) 2012年秋年末闘争方針にもとづいて、消費税の増税に反対、TPP交渉参加反対など国民的諸課題について地域の労働組合、諸団体と連携し取り組むこととします。

## 6 平和と民主主義を守るたたかい

- (1) 沖縄の反基地闘争、在日米軍の再編・強化に反対する取り組みを強めます。オスプレイの国内での飛行訓練反対、普天間基地の即時閉鎖、撤去を求めます。
- (2) 沖縄復帰5・15平和行進を取り組みます。事前学習会については、関東と関西で取り組みを検討します。
- (3) 憲法改悪反対、教育反動化反対の取り組みをすすめます。

## 7 選挙闘争について

憲法改悪、消費税の大幅増税、TPPの交渉参加、原発の再稼働などに加え、「①最低賃金制度の廃止、②解雇基準の緩和」を政策に掲げ労働組合を敵視する政治がおこなわれる懸念があります。平和と民主主義を守り、雇用と労働条件を確保していくためには、労働者の立場に立った政治をつくっていかねばなりません。そのためにも選挙闘争は重要なたたかいです。

6月に行われる参議院選では、全港湾は社民党「又市征治」さん、同じく「山城博治」さんを推薦してたたかいます。

## 8 組織拡大について

春闘期間中の3月、4月を組織拡大キャンペーン期間とし、労働相談や宣伝活動など、各地方、支部で創意工夫し、組合員が参加をするキャンペーンを実施します。

## IV たたかいのすすめ方について

### 1 たたかいの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。
- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認することとし、全国港湾の産別課題に関するスト権の確認は、全国港湾の指示にもとづきスト権を確認することとします。

### 2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げとします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押印し協定します。

### 3 闘争日程

- (1) 第5回全国港湾中央委員会 1月22(火)～23日(水) (シーパレス)
- (2) 全国港湾第1回中央団交 1月30日 制度政策要求提出
- (3) 地方春闘討論集会の開催 1月下旬、2月上旬
- (4) 第34回中央委員会 2月13日(水)～14日(木) (シーパレス)
- (5) 要求提出は、2月28日(木)まで。
- (6) 全国港湾の産別課題に関するスト権の確認は、2月末まで。
- (7) 全港湾の要求に関するスト権確立確認は3月7日まで。
- (8) 回答指定日は、3月下旬とし中央委員会で決定します。回答指定日は2013春闘の最大の山場として解決を目指し、各地方支部は前段から交渉を積み上げること。なお、3月下旬(回答指定日の前)に中央執行委員会を開催し、前段交渉の情報交換のうえ具体的戦術を決定します。
- (9) 全国統一ストライキを背景に回答指定日での解決を目指します。

### 4 闘争体制の確立

- (1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめ、回答指定日の有額回答を引き上げるたたかいをすすめます。
- (2) 労調法の手続きは中央本部で一括し、3月8日(金)におこないます。
- (3) 妥結については、地本と支部が連絡を取り合い支部及び分会が勝手な妥結をしない

ようたたかいをすすめます。

- (4) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を毎週金曜日毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

## 5 組織拡大キャンペーンの実施

- (1) 3月から4月に組織拡大キャンペーンを実施します。

以 上